

## 会 議 記 録

会議名 建設常任委員会

開催日 令和3年6月10日(木) 開会 午前10時00分

閉会 午前10時42分

出席者 委 員 委員長 永 田 武 志  
森 戸 雅 孝 大 谷 好 一 福 富 善 明  
大阿久 岩 人 小 堀 良 江  
傍 聴 者 小 平 啓 佑 浅 野 貴 之 川 上 均  
大 浦 兼 政 古 沢 ちい子 坂 東 一 敏  
青 木 一 男 内 海 まさかず 針 谷 育 造  
氏 家 晃 千 葉 正 弘 白 石 幹 男  
広 瀬 義 明 関 口 孫一郎 針 谷 正 夫  
福 田 裕 司 中 島 克 訓

---

事務局職員 事務局長 神 永 和 俊 議事課長 江 面 健太郎  
副 主 幹 岩 崎 和 隆 主 査 藤 澤 恭 之

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

都 市 建 設 部 長	宇	梶	貴	丈
都 市 建 設 部 技 監	石	塚	昌	平
道 路 河 川 整 備 課 長	増	山	輝	之
道 路 河 川 維 持 課 長	深	津		悟
市 街 地 整 備 課 長	大	塚	和	美
公 園 緑 地 課 長	芳	野	英	明
建 築 指 導 課 長	大	橋		涉

令和3年第4回栃木市議会定例会  
建設常任委員会議事日程

- 令和3年6月10日 午前10時開議 全員協議会室
- 日程第1 議案第69号 小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業施行に関する条例の制定について
- 日程第2 議案第81号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第67号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）（所管関係部分）

---

◎開会及び開議の宣告

○委員長（永田武志君） ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しております。

ただいまから建設常任委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

---

◎諸報告

○委員長（永田武志君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

---

◎議事日程の報告

○委員長（永田武志君） 本日の議事日程は配付のとおりであります。

---

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第69号 小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業施行に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 皆様、おはようございます。本日はよろしく願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第69号 小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業の施行に関する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は32ページから44ページ、議案説明書は2ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の2ページを御覧ください。提案理由であります。今年度から小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業を施行するに当たりまして必要な事項を定めるため、本条例を制定することについて議会の議決を求めるものでございます。参照条文につきましては説明を省略させていただきます。

次に、条例の内容についてご説明申し上げますので、議案書の32ページを御覧ください。議案第69号 小山栃木都市計画事業平川土地区画整理事業施行に関する条例を次のように制定するものとするとしております。制定する条例案につきましては、次の33ページを御覧ください。

本条例につきましては、目次にあります第1章から第8章までの38条と附則で構成しており、土地区画整理法の規定に基づきまして必要な事項について定めるものでございます。

まず第1章、総則につきましては、事業の基本的な事項を定めるものでございまして、第1条の

趣旨では、土地区画整理法第3条第4項の規定により、市が施行する土地区画整理事業に関し、法第53条第2項の各号に掲げる事項、その他必要な事項を定めるというものでございます。

第2条では事業の名称を、第3条では施行地区に含まれる地域の名称、次の34ページになりますが、第4条では事業の範囲を、第5条では事務所の所在地をそれぞれ定めるものでございます。

次に、第2章、費用の負担につきましては、第6条といたしまして、事業の施行に要する費用については、国などからの補助金、保留地処分金や負担金のほか、施行者が負担すると定めるものでございます。

次に、第3章、保留地の処分につきましては、保留地を処分する場合に、第7条では処分の方法、第8条では処分価格、第9条では処分地積についてそれぞれ定めるものであります。

次に、第4章、土地区画整理審議会につきましては、仮換地指定に関する事項などを審議するために、所有者や借地権者から選挙される委員及び学識経験者などで構成される本事業の諮問機関となる組織でありまして、第10条では設置する審議会の名称、第11条では審議会の定数を定めるものでありまして、第1項では定数を10人としまして、第3項ではその定数のうち、市長が選任する学識経験委員は2人以内とすると定めるものであります。第12条では委員の任期は5年とし、第13条では立候補制による選挙について、第14条では予備委員について、第15条では当選人または予備委員となるために必要な得票数について、第16条では委員の補欠選挙について、第17条では学識経験委員の補充についてそれぞれ定めるものであります。

次に、第5章、地積の決定方法につきましては、換地の基準となる施行前の宅地地積の決定方法について定めるものでありまして、第18条では基準地積といたしまして、換地及び清算金を定めるときの基準となる従前の地積とその決定時期について定めるものであります。次の第19条から39ページの第21条までにつきましては、基準地積の更正に関する条項でありまして、37ページにお戻りいただきまして、第19条では所有者からの実測確認申請について、第20条では施行者による実測について、第21条では地形地物を区域とした案分による地積更正についてそれぞれ定めるものであります。次の第22条では、基準日後に分合筆した宅地の基準地積の定め方について、第23条では所有権以外の権利の定め方についてそれぞれを定めるものでございます。

次に、第6章、土地及び権利の評価につきましては、事業の施行前後の土地及び権利の評価について基本的な事項を定めるものでありまして、第24条では評価委員の定数は3人とし、次の40ページになりますが、第25条では宅地等の評価方法について、第26条では所有権以外の権利のある宅地の権利の評価方法についてそれぞれ定めるものでございます。

次に、第7章、清算につきましては、事業の施行前後においてそれぞれの宅地に生じた減歩の不均衡を金銭で是正するものでありまして、第27条では清算金の算定方法について、第28条では清算金の納入通知の内容と通知期限について、第29条では清算金の相殺について、第30条では別表に定めます1万円を超える清算金の分割徴収または分割交付の方法について、第31条では次の42ページ

にわたりますが、分割徴収または分割交付する場合の分割計算の方法について、次の32条と33条では、清算金の繰上げ納付と繰上げ徴収について、34条では督促手数料及び延滞金の定め方について、35条では仮清算金をする場合の準用規定についてそれぞれ定めるものであります。

次に、第8章、雑則につきましては、事業施行の過程において補足的な事項について定めるものでありまして、第36条では換地処分の特例について、第37条では登記完了による公告について、第38条では施行細則への委任規定についてそれぞれ定めるものであります。

次の附則であります。本条例は事業計画決定の公告の日から施行すると定めるものであります。

最後の別表第1、別表第2につきましては、第30条によります清算金を分割徴収、交付する場合の金額ごとの期限と回数を定めております。

なお、昨日産業教育委員会でご審議いただきました議案第68号 小山栃木都市計画事業栃木インター西土地地区画整理事業施行に関する条例とは、事業の名称と事業施行に含まれる地域の名称を除きまして、同じ内容となっております。

以上で議案第69号 小山栃木都市計画事業平川土地地区画整理事業施行に関する条例の制定についての説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） おはようございます。ご苦労さまです。

今ご説明の中にもございましたけれども、昨日の産業教育委員会でもこの制定条文はほぼほぼ同じというようなことでは、私も前読みしてまるっきり同じなのに、ただその所管が違うというのは、昨日は産業教育で、今日は建設ということで、今日は市街地整備課ですよね、担当が。昨日が産業基盤整備課ということなのですからけれども、この違いというのは、どういったところにその所管が違うということで、まずそこの辺からお聞きしていきたいと思います。お願いします。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 産業基盤整備課で取り組みます栃木インター西地区につきましては、工場立地法に基づく工場適地に位置づけられました新たな産業団地の造成事業として事業を進めております。

今回の平川地区に関しましては、都賀インターチェンジ及び都市計画道路栃木都賀線の開通に合わせまして都賀町時代から土地利用の検討がされておりました。その流れを引いた中で、最終的に土地利用として工業系の土地利用という形で市街地整備課で引き継ぐことになりました。そういった形で2課で実施しております。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 34ページ、国または県から交付された補助金で施行されるということで載っているのですが、国、県、後は市のほうの金額を重ねて、どんな割合で施行計画を立てているのか、お教え願います。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 6条の規定にあります国または県から交付される補助金については、当事業ではありません。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） あともう一つ、昨日上川原工業団地に埋蔵物が出て問題になったという話がございます。この場所については、妙なところはないかをお聞きいたします。

あと、そのような調査をしているかということをお聞きいたします。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 基本的に平川地区は農地がほとんどでございます。実際の調査につきましては、地歴等はやっぱり地権者に確認する以外ありませんので、そういった確認等、後は契約の際にそういったところの縛りを設けるかどうかというところをちょっと今後検討していきたいというふうに思っています。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） 余計な話なのですが、地権者のほうと1行書いていただいて、そういった埋蔵物がないということの書面を書いていただくと、そういった事故が少ないかなと思うのですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 地下埋設物につきましては、地権者も把握し切れない部分もあるのかなと思いますので、出た場合の条項をちょっと整理していきたいと考えています。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

福富委員。

○委員（福富善明君） そこら辺のところ、まだそのような事件、事故がないように気をつけて施行をお願いいたします。要望させていただきます。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 昨日の産業教育のほうでも審査の中でいろいろと質問、細かいところが出ていましたけれども、それに準ずるわけではないのですが、工事費用とか、後はまた地権者の人数等々お教えいただければと思います。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 平川地区の全体の事業費といたしましては、約28億円を見込んでおります。

地権者数は92名、あと借地権者が1名となっております。

○委員長（永田武志君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） それとあと、事業の面積ですか、それについて教えてください。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 事業施行面積につきましては22.7ヘクタールを計画しております。

○委員長（永田武志君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） すみません。それと、条文制定の中で実測確認申請というのがございます。今回この取引というのは地権者から買い上げる取引形態については、これは公簿取引、実測取引、どちらでやるのでしょうか、お願いします。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 基本的に公簿を基本として事業を進めたいと思います。ただ、現地とどうしても合わない場合、地権者の申出があった場合には実測確認を、状況を見まして実施してまいりたいというふうな、できるような規定になっています。基本は公簿で進めたいと思っています。

○委員長（永田武志君） 森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） そうすると、地権者からそういう異議申立てがあった場合は、では公図とその実測とに差がある場合は、実測のほうを優先するというようなことでよろしいのでしょうか。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） この後土地区画整理審議会が立ち上がりますので、そういったものの中で審査をいたしまして、そこだけがずれている場合もありますし、ちょっと全体を見ての判断となるかと思えます。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 第8条なのですが、処分価格というのは、まだ言葉だけなのか、大体幾らぐらいで販売するのかが幾らか決まっているのですか、決まっていないのですか。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 処分価格につきましては、最終的には評価員会の審議を経まして、最終的に決定してまいります。ただ、現時点ではまだ価格はありませんけれども、事業を清算するに当たって、ゼロ清算するに当たっては、2万2,000円から4,000円ぐらいの金額で今算出は出ております。



○委員長（永田武志君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 価格の件なのですが、やはり上川原工業団地ではないですけども、5万円前後ということで、6万円近かったかと思うのですが、やはり値段で売れる地域ではないかなと。経費がかかったからこれだけで売るといったときに、果たしてそれが売れるか売れないかというのがありますので、一つ要望なのですが、やっぱり価格は抑えてスタートしていかないと、私は苦しむのではないかなというふうに思います。要望でいいです。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 先日ですか、0.5メートル上げるという地盤の話があったかと思うのですが、ここも幾らか上げるのですか、それともゼロでやるのですか。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 平川地区につきましても県道の計画なんかがもう決まっておりますので、それに対しまして50センチぐらいの造成計画、盛土をしまして、分譲してまいりたいというふうに考えています。

○委員長（永田武志君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 盛土が50センチということで、上川原工業団地は公共残土ということで埋立てて、多分そのおかげで5,000万円ぐらい黒字になったかなという記憶があるのですが、この埋立てもやっぱり公共残土というか、そういうものを利用する計画はあるのですか。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 委員おっしゃいますとおり、こちらの盛土につきましても公共残土を受け入れてまいりたいと考えております。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようでありますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第69号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

---

◎議案第81号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第2、議案第81号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 本日はよろしくお願ひいたします。

ただいまご上程いただきました議案第81号 栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明させていただきます。議案書は76ページ、議案説明書は57ページをお開きください。

初めに、議案説明書を御覧ください。提案理由は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市手数料条例の一部を改正することについて議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要は、建築物エネルギー消費性能適合性判定の手数料の区分を改めること、別表第2関係でございます。参照条文は省略させていただきます。

それでは、初めに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の概要についてご説明いたします。この法律は、社会経済情勢の変化に伴い、建築物における電気、ガス等のエネルギー消費量が著しく増加している問題に対応するため、建築物の省エネ向上を図ることを目的に制定されたものであります。建築物の新築、増築などを行う際に、その規模や用途に応じた基準に適合させる規制措置と基準に適合した建築物の特例などを認める誘導措置等を一体的に講じた法律となっております。令和元年に公布された改正法では、段階的に施行されてきましたが、今年度省エネ基準への適合義務の対象が拡大されたことに伴いまして、建築物エネルギー消費性能適合性判定等の申請に対する審査に係る手数料の面積区分などを改める必要が生じたことから、手数料条例の一部を改正するに至ったものでございます。

それでは、改正内容について新旧対照表により説明させていただきます。議案説明書58、59ページをお開きください。左側、現行の別表第2の47の項、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能適合性判定につきましては、1の（1）のアンダーライン箇所の第2条第3号の引用条項を法改正による第2項の追加に伴い、右側、改正案のアンダーライン箇所の第2条第1項第3号に改めます。以下、50の項、51の項、52の項のアンダーライン箇所の引用条項につきましても、法改正により条ずれが生じたため、現行から改正案のとおり改めます。

60、61ページをお開きください。手数料の金額につきましては、左側、現行のアンダーライン箇所のアを、右側、改正案のアンダーライン箇所のアとイに分けて面積区分、手数料をアンダーライン箇所のア、床面積の合計が1,000平方メートル未満の場合2万5,000円、イ、床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合3万5,000円と改めます。以下、47の項、50の項の表、52の項のアンダーライン箇所の面積区分及び手数料につきましても、現行から改正案のとおり改めます。

続きましては、議案書の76ページを御覧ください。こちらは制定文となります。

77ページ以降につきましては、ただいま新旧対照表によりご説明いたしましたので、省略させていただきます。

97ページをお開きください。附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

以上で栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

ございませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） エネルギーといってもエアコンなのだから、部屋のそれなのだから、ちょっと素人に分かりやすく教えていただきたいのですけれども。審議のしようがない。よろしく願います。

○委員長（永田武志君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） この法律につきましては、省エネの基準を定めておるということで、なるべく低い省エネができるようにということで、具体的に申しますと、建物でいきますと外壁及び屋根裏に断熱材を入れる、または太陽光発電を行う、あとLED照明をつける、あと高効率な給湯機器をつけるというようなものが具体的な省エネの対象になります。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 太陽光をつけるとか、外壁に暖房性能のものをつけるとかというのは、建築申請許可のときにそれは審査するのですか。どんなときに審査をするのでしょうか。

○委員長（永田武志君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 建築確認申請というのが1つございます。こちらでは、建物について建築基準法に基づいて適合かどうかを定めております。それと合わせまして、今回適合義務が生じたこととなりますと、確認申請のときにそのエネルギーの基準が適合しないと、確認申請も交付

されないというような状況になってきます。なものですから、適合につきましても同様に民間の審査機関もしくは行政庁のほうで中身を審査するということになります。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。これ以前にも情報提供はいただいておりますのですけれども、なかなか理解しにくいところがありまして、今その適合判定ということでお聞きしたいのですけれども、今の民間の調査機関ということでご答弁、ご説明あったかと思うのです。この民間というのはある程度そういう資格を持った建築士、どういう人たちがそういう適合判定を行うのですか。

○委員長（永田武志君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 建築主事等と同等の資格を持った資格の試験がございまして、その資格に合格した者が民間側でも採用されております。そのような人たちによって審査をしているという状況になります。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） 97ページにこの条例は公布の日から施行するとあるのですが、公布の日というのは、これは言葉はこう書いてありますけれども、建築基準法とかいろいろで申請を出しますよね。その辺に早くこれいつ頃から申請でこういうものになりますということが分からないと、トラブルというのは起きないのですか。

○委員長（永田武志君） 大橋建築指導課長。

○建築指導課長（大橋 渉君） 建築物省エネ法というのが平成27年8月に公布されまして、平成28年4月から施行されております。それから段階的に規制をかけてきたということでありまして、今回の基準法の改正につきましては、4月1日から施行ということにはなったのですが、もう2年間の施行準備期間を経たからの施行ということで、広く周知していた、そんな状況にはなっております。

○委員長（永田武志君） 大阿久委員。

○委員（大阿久岩人君） では、確認申請をプロの人たちは全部これはもう分かっているということですね。はい、分かりました。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第81号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで、議事の終了した執行部の方はご退席ください。お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

---

◎議案第67号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（永田武志君） 次に、日程第3、議案第67号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構でございます。

増山道路河川整備課長。

○道路河川整備課長（増山輝之君） よろしくお願いたします。

ただいまご上程いただきました議案第67号 令和3年度栃木市一般会計補正予算（第2号）のうち所管関係部分につきましてご説明いたします。

まず、歳出からご説明いたしますので、26、27ページをお開きください。8款2項2目道路維持費につきまして、補正額が2,600万円の増額であり、右説明欄を御覧ください。舗装修繕事業費につきましては、大平町横堀地内市道1001号線のアスファルト舗装を打ち替えるための修繕工事費であり、今年度の防災・安全交付金の交付決定に伴い、工事請負費を増額するものであります。

次の8款2項3目道路新設改良費につきまして、補正額が2,400万円の増額であります。右説明欄を御覧ください。市道2065号線道路改良事業費（栃木平井町）につきましては、永野川に架かる大柳橋から斎場を結ぶ区間の幹線道路を拡幅整備するものであり、今年度の防災・安全交付金の交付決定に伴い、市道拡幅工事費を増額するものであります。

次のページ、28、29ページをお開きください。8款4項4目公園費につきまして、補正額は944万9,000円の増額であり、右説明欄を御覧ください。国民体育大会関連施設整備事業費につきましては、令和4年度開催の国体の競技会場でありますマルワ・アリーナとちぎ内の柔道場等で雨漏りが発生していることから、屋内防水改修工事を実施するため、設計委託料及び工事請負費を増額するものであります。

次の5目まちづくり事業費につきまして、補正額は540万円の増額でありまして、右説明欄を御覧ください。まちなか土地利用計画推進事業費につきましては、蔵の街大通りを中心とした中心市街地の官民連携によるまちづくりを推進するため、蔵の街自転車ネットワーク形成社会実験実施業務委託料及び官民連携まちなか再生社会実験補助金を増額するものであります。

続きまして、歳入の所管関係部分についてご説明いたします。12、13ページをお開きください。15款2項5目1節道路橋りょう費補助金につきましては、2,383万6,000円の増額でありまして、右説明欄を御覧ください。防災・安全交付金（とちぎの安全・安心を確保する強くしなやかな道路づくり）につきましては、先に歳出の補正でご説明いたしました舗装修繕事業費に対する財源であります本交付金を増額するものであります。

次の防災・安全交付金（防災・減災対策の推進による災害に強い道路の整備）につきましては、国の計画の見直しによりまして、下の社会資本整備総合交付金（災害に強く信頼性の高い幹線道路ネットワークの整備）、この事業全てが本交付金に移行されたことにより増額することが主な理由でございます。したがって、下の社会資本整備総合交付金についてはゼロ円への減額となります。

所管関係部分の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（永田武志君） 以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

福富委員。

○委員（福富善明君） 29ページのまちなか土地利用計画推進事業の中で蔵の街自転車ネットワーク形成社会実験なのですけれども、前聞いたような気がするのですけれども、自転車の貸し方、乗り捨て方、あと利用の仕方、あと栃木市の観光の利便性を考えたというような話を聞いたのですけれども、もう一度詳細にお願いいたします。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 蔵の街自転車ネットワーク形成社会実験事業につきましては、官民連携まちなか再生を推進するために、町なかに整備されました新たな拠点を活用しまして、シェアサイクルを実施するものであります。この取組につきましては、蔵の街とちぎ未来ビジョンの中で位置づけられましたモビリティプロジェクトに基づきまして、主要拠点にサイクルポート、駐

輪場を設置いたしまして、スマートフォンで貸出し、返却できるような自転車を一定期間配置しまして、町なかを自由に周遊できるようなシステムになっております。

○委員長（永田武志君） 福富委員。

○委員（福富善明君） シェアサイクルの件についてなのですけども、小山市だと何か関宿のほうまで自転車を乗っていかれてしまって回収するのが大変だとかというのがあるのですよね。そこら辺の枠というのは、栃木市内でも藤岡のほうから西方のほうまであるのですけれども、そこらほどから辺まで区分をされるのだから、お願いいたします。

○委員長（永田武志君） 大塚市街地整備課長。

○市街地整備課長（大塚和美君） 今回の実験に当たりましては、基本的には栃木駅と新栃木駅を拠点にしまして、町なかに全部で8か所サイクルポートを設置する計画であります。

○委員長（永田武志君） ほかにございますか。

森戸副委員長。

○副委員長（森戸雅孝君） 私からは29ページの、同じページ数ですけども、栃木市総合体育館の柔剣道場の屋根が雨漏りするというので、その工事にこの補正ということがございますけれども、これは具体的にその工事内容としては、その塗布剤を塗布するようなそういった工事内容なのか、屋根に。それともまたその大がかりな、大がかりというか、そういった防水剤を塗布するだけの内容の工事なのか、その辺ちょっと確認させてください。

○委員長（永田武志君） 芳野公園緑地課長。

○公園緑地課長（芳野英明君） 今回の工事につきましては、屋根が陸屋根になってございますので、防水シートで考えてございます。

以上です。

○委員長（永田武志君） よろしいですか。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第67号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（永田武志君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○委員長（永田武志君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告の作成につきましては、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして建設常任委員会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午前10時42分）